

## 京都市建築法令実務ハンドブックの運用について（お知らせ）

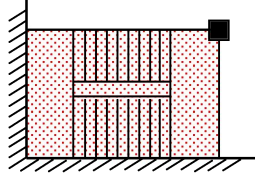
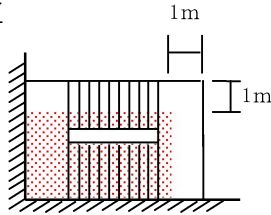
日頃は、京都市の建築行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、京都市建築法令実務ハンドブックにつきましては、ホームページの内容のとおり、

**平成24年1月1日より改訂、運用**をさせていただきますが、7月1日適用分につきましては、平成24年7月1日以降に受付を行う確認申請等から適用となります。

建築確認申請等の申請を予定されている方におかれましては、十分に御注意のうえ、御協力の程お願いいたします。

### 京都市建築法令実務ハンドブックの7月1日適用分

旧	新
<b>解釈編 9-1 「床面積等の算定方法」</b>	
旧9-2 6. 屋外階段 建築面積 ・屋根のある場合、柱の中心線で囲まれた部分又は屋根の水平投影面積	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>・柱等がある場合は、柱等の中心線で囲まれた部分</p>  <p>・柱等がない場合は、先端から1m後退した内側の部分</p>  <p>・床面積に算入される場合は床面積と同じ。</p>
<b>質疑応答編 1-3 「管理人住宅と共同住宅の敷地の取扱い」</b>	
	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">管理人住宅と共同住宅は、用途上可分の関係である。</p>

（問合せ先）

都市計画局建築指導部建築審査課

TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657